**２　寄附行為補充請求書**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

　この請求書は、学校法人（準学校法人）の設立者が、目的及び資産に関する事項以外の事項を定めずに死亡した場合に提出すること。

■関係書類

　１　補充しようとする事項を記載した書類

　２　請求者の設立者との関係を記載した書類

３　理事会、評議員会の決議録

　４　変更後の寄附行為（案）

　５　知事の認可書

■根拠法令等

　私法25①、私法152⑥、私施細３

様式第３号（第３条、第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利害関係人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

寄附行為補充請求書　　　　　　　　　　　　　　　印寄附行為補充請求書

　　学校法人（準学校法人）　　　　の設立者　　　　が、私立学校法第23条第１項各号に掲げる事項（目的及び資産に関する事項を除く。）を定めないで死亡したので、同法（第152条第６項において準用する同法）第25条第１項の規定により、寄附行為の補充について、関係書類を添えて、請求します。

（Ａ４）